

長野県告示第496号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第8条第4項において準用する第7条第6項の規定により、ハヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県生活環境部環境自然保護課、関係地方事務所及び関係市町村役場において縦覧に供します。

平成16年 8月30日

長野県知事 田 中 康 夫

変更する公園事業の施設の名称及び位置

施設の名称	位 置
蓼科山宿舎 横岳宿舎	[区域] 茅野市北山 [区域] 茅野市北山横岳

環境自然保護課

長野県北信地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成16年6月4日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年 8月30日

長野県北信地方事務所長 松 尾 仁 雄

名 称	住 所
飯水猟友会	中野市大字壁田955
中高地区猟友会	中野市大字壁田955

会 計 課

長野県北信地方事務所告示第4号

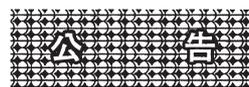
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年8月19日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年 8月30日

長野県北信地方事務所長 松 尾 仁 雄

名 称	住 所
北 信 猟 友 会	中野市大字壁田955

会 計 課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

次の物品の印刷物製造の請負

ア 積算基準及び標準歩掛	計画調査編	歩掛編	190冊
イ 積算基準及び標準歩掛	計画調査編	電算編	133冊
ウ 設計積算参考資料	計画調査編		187冊
エ 計画調査関係単価表			192冊

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入日

平成16年10月15日

(4) 納入場所

千曲川流域下水道事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年 9月10日 午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月10日 午前11時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年8月30日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

CAD用インクジェットプロッタ 8台

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年10月8日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年9月10日 午後2時45分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月10日 午後3時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年8月30日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成16年度希少野生動物保護対策事業（流通等動向調査）

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成16年12月15日まで

(4) 履行場所

長野県全域

(5) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県生活環境部環境自然保護課
電話 026（235）7180

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月10日（金） 午前10時00分

イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納入する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納入する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

環境自然保護課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年8月30日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月日	発生頭数	発生の場所又は区域
腐そ病	みつばち	平成16年8月18日	2	下伊那郡豊丘村

畜産課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県公安委員会から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成16年 8 月30日

長野県監査委員 丸山 勝 司
同 樽川 通 子
同 東方 久 男
同 木下 茂 人
長会発第137号
平成16年 4 月23日

長野県監査委員 様

長野県公安委員会

平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年 3 月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査結果（主には是正改善に係る事項）

事 項	監 査 結 果（要 旨）	措 置 の 内 容
ア 超過勤務手当の支給について (2-3)	<p>超過勤務手当のより適正な支給に向けての改善は着実に進んでいるものの手当での支給は、一般的には、その必要性を客観的に評価することが難しい場合が多く、管理を緩めれば自然的膨張を許す性質のものであると考えられる。職員本人が職員一般の能力に照らして、超過勤務の必要性があるかどうかについて十分に吟味しているかどうか、さらに、上司もまたその勤務内容や必要性について十分に吟味しているかどうか、両方の視点から超過勤務の必要性が検討されなければならない。</p> <p>必要な超過勤務に対しては、適切な手当が支給されなければならないが、不要の超過勤務に対しては徹底してこれを防止し、発生した超過勤務に対しては、事後においてもある程度の客観的な検証が可能となるよう、超過勤務の手続、さらには、定時間内の勤務記録の管理を含めて、改善の検討を続けることが必要である。</p>	<p>① 事件事故発生時の超過勤務については、他動的な原因により義務として行わざるを得ず、24時間発生する事象に対応するためには、必要性を吟味するまでもなく、人手が不足するという検討の余地のない状況も生じている。</p> <p>② 一般行政事務執行時における超過勤務の必要性については、命令及び結果の検証の都度、上司が十分吟味しており、今後ともより一層必要性を厳格に吟味し、適正な支給に努めることとする。</p> <p>必要な超過勤務に対しては、適正な支給がなされるよう、予算確保に努めるとともに、加重的な超過勤務を抑止するため、人員確保に努める。また、不要な超過勤務の発生を防止するため、より一層の適切な業務管理及び勤務管理を徹底するとともに、業務改善等を積極的に推進し、公務能率の向上を図ることとする。</p>

16道建第27号

平成16年(2004年)5月24日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付で包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

2 措置の内容

事	項	監査結果(要旨)	措置の内容
(1) 長野県道路公社(2-2-4)	ア 課税売上上の計上漏れ(2-2-4-1)	集計ミスによる課税売上上の計上漏れにより消費税の過小申告があり、修正申告を行う必要がある。	平成16年2月26日、長野税務署長に対し消費税の修正申告を行い、同日、不足税額を納入した。

16産技第141号

平成16年(2004年)6月17日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付で包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

第1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

第2 措置の内容等

1 財団法人長野県テクノ財団(商工部)

事	項	監査結果(要旨)	措置の内容
(1) 財団法人長野県テクノ財団(2-2-5)	ア 特定収入における調整割合の計算誤り(2-2-5-1)	課税売上割合が95パーセント未満であり、本則課税方式を適用し、一括比例配分方式を選択している事業者である。また、特定収入割合が5パーセント超であるため、調整割合による調整が必要となるが、この算出の仕方に誤りが見られた。	誤りのあった箇所を修正の上、適正な調整割合を算出し直した。
	イ 調整割合を積算させる特定収入の集計誤り(2-2-5-2)	「課税仕入れにのみ使途が特定された特定収入以外の特定収入」を「課税仕入れ等」にのみ使途が特定されている特定収入」と合わせて消費税調整額を計算している。 以上をふまえ、過大納付分の更正の請求を行うべきである。	「課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入」と「課税仕入れにのみ使途が特定された特定収入以外の特定収入」の区分を見直すとともに、減額調整額の算出方法の誤りを修正した。 以上の修正により、長野税務署長に対し更正の請求を行った。

監査委員事務局